

はじめに

小平市では、平成8（1996）年度を初年度とする10か年計画「小平アクティブプラン21～男と女の共同参画をめざして」を策定いたしました。

その後市政をとりまく環境も変化する中で、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえた、新たな施策の展開が必要となり、平成14（2002）年にプランを改定し、これを男女共同参画推進計画と位置づけて、総合的な対策を進めてきました。

しかしながら、近年、少子・高齢化、価値観やライフスタイルの多様化など私達をとりまく環境は、ますます変化してきております。こうした中で、「多様な生き方」を尊重するとともに、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現を図ることは、小平市にとっても重要な課題であると考えております。

これまでも男女共同参画社会の実現に、様々な施策により取り組んでまいりましたが、このたび、さらなる取り組みが必要であると考え、現行のプランを改定し、第二次小平市男女共同参画推進計画となる「小平アクティブプラン21～男女が共同参画するまち こだいら」を策定いたしました。

今後、市では本計画に基づいて男女共同参画を推進いたしますが、「多様な生き方を尊重して すべての人が自分らしく いきいきと暮らす」ことをめざし、市民の方と連携、協力を図っていききたいと考えております。さらに市が各種施策を展開するというだけでなく、市民の方一人ひとりが男女共同参画の主体であるということをご理解いただき、一体となった取り組みを展開することが大切であると考えております。今後ともぜひ、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画策定に当たりご尽力いただきました小平市男女共同参画推進協議会委員を始め、本計画の策定に当たり様々なご協力をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成19（2007）年3月

小平市長 小林 正 則

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的 3
 - ◇ 男女平等、男女共同参画をめぐるおもな流れ 6
- 2 計画の位置づけ 8
- 3 計画の期間 8
- 4 計画策定の方法 9

第2章 計画の基本的考え方

- 1 計画の基本理念 13
- 2 計画の基本的視点 13
- 3 計画の基本目標 14

第3章 基本計画

- 【基本計画 体系図】 19
- 第1節 働く場における男女の共同参画・仕事と家庭生活の両立 . . . 21
- 第2節 健康で安全な生活の実現 27
- 第3節 男女共同参画意識の浸透 32
- 第4節 さまざまな分野での男女共同参画の促進 37

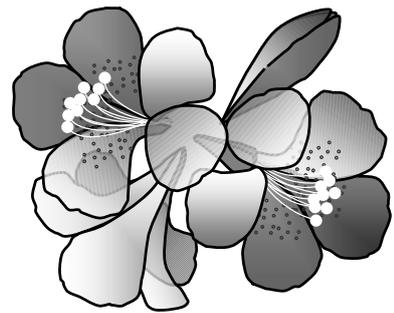
第4章 計画の推進

- 1 計画の推進・進行管理の基本的考え方 43
- 2 具体的な体制 44

第5章 付属資料

- 用語の解説 49
- 小平市男女共同参画推進協議会設置要綱等 52
- 各種法令、条約資料等 57

第 1 章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景と目的

国連が昭和 50（1975）年を「国際婦人年」とし、“平等・発展・平和”を目標とした「世界行動計画」を定めて以来、女性問題の解決に向けた動きが急速に展開しました。今日まで地球的な規模で、女性の地位向上・男女平等・男女共同参画の実現に向けてのさまざまな取り組みが行われてきています。昭和 54（1979）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）が国連総会で採択され、日本も「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」（*通称）の制定、家庭科の男女共修への見直しなどの準備を経て昭和 60（1985）年にこれを批准しました。また、昭和 50（1975）年メキシコシティ、昭和 55（1980）年コペンハーゲン、昭和 60（1985）年ナイロビ、そして平成 7（1995）年北京と 4 回にわたって開催された「世界女性会議」では、性による差別の廃絶のための国際的な合意としての宣言や条約を確立しており、世界各国でその取り組みが進められています。

国は、昭和 50（1975）年、総理府（*当時）に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和 52（1977）年には以後 10 年間の女性問題の課題と施策の方向を示す『婦人の 10 年国内行動計画』を策定しました。同計画は数度の改定を経て、平成 8（1996）年 12 月には『男女共同参画 2000 年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年（西暦 2000 年）度までの国内行動計画～』が示されました。

★女性問題とは

「女性も男性も個性と主体性を持った一人の人間として尊重される」というのが人権尊重の基本であるにもかかわらず、女性であるというだけで男性と異なった扱いや不利益を受けたり、生き方を制約されて持っている能力を十分に発揮できない状態に置かれたりしている問題をいいます。

女性自身が、このような状態を性差別と認識していない場合もあります。歴史上、社会システムがこのような性差別を必要とした、という面もありますが、「女性問題」の解決が目指すのは、「女性も男性も性によって差別されることがなく、一人ひとりの個性が尊重され、人間性豊かに生きていくことが可能な仕組みを備えた社会を築くこと」です。

★「婦人」から「女性」へ

「婦人」という言葉には「女性」に対する「男性」のような適当な対語がないことなどから、近年、行政においては、言葉の上からも男女平等を推進するため「女性」という表現を使うことが一般的になっています。

東京都においても、昭和 53（1978）年、『婦人問題解決のための東京都行動計画』を策定し、以降積極的な取り組みを始めました。『婦人問題解決のための新東京都行動計画』（昭和 58（1983）年）を挟んで、平成 3（1991）年には第三次行動計画として『21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン』を策定し、女性問題の解決に向けた情報提供、調査研究、広報活動等の事業を行ってきました。

本市においても、このような動向を受け、平成 6（1994）年度に設置された「小平市女性施策推進計画策定検討懇談会」の報告書を踏まえて、平成 8（1996）年に『小平アクティブプラン 21～男と女の共同参画をめざして—小平市女性施策推進計画書』（平成 8～17 年度の 10 か年計画）を策定し、21 世紀に向けて“男女共同参画の社会づくり”を進めるための基本的計画として、さまざまな施策・事業を推進してきました。

その後、社会は大きく変化し、価値観やライフスタイル（生き方）の多様化が進み、経済情勢の悪化などを原因として雇用環境は厳しくなり、さらに家庭内における女性に対する暴力の問題も顕在化してきました。課題として、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「メディアにおける女性の人権の尊重」、「男女共同参画の視点からの慣習、慣行等の見直し」、「生涯にわたる女性の主体的な健康保持」、「男性の家庭や地域社会参画の促進」などが挙げられます。

こうした情勢を背景に、国によって平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（「DV防止法」）が制定され、また平成 12（2000）年には、基本法に基づく『男女共同参画基本計画』が策定されました。東京都においては、東京都女性問題協議会の検討を経て平成 12（2000）年に「東京都男女平等参画基本条例」が制定され、さらに平成 14（2002）年 1 月に『男女平等参画のための東京都行動計画—チャンス&サポート東京プラン 2002』が策定されるなど、

男女平等・男女共同参画施策は大きな転換期を迎えました。

これらの動きを受けて本市でも、平成 14 (2002) 年に『小平アクティブプラン 21』の一部改定を行いました。その後も社会は変化を続け、平成 17 (2005) 年には「第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）」が国連本部で開催され、「北京宣言」・「行動綱領」および「女性 2000 年会議成果文書」についての各国政府による取り組みの実施状況・成果が検討・評価されるとともに、更なる取り組みの必要性が強調されました。また、さまざまな新しい課題も浮き彫りになる中、国においては、平成 17 (2005) 年 12 月に第二次となる「男女共同参画基本計画」を策定しています。

本市では、これらの流れを踏まえながら『小平アクティブプラン 21』（改定版）の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、同プランを改定して、第二次の計画を策定することにしました。

★「参加」と「参画」の違い

「参加」という表現は「仲間に加わる」ことをいいます。これに対して「参画」は、単に仲間に加わるだけでなく、一歩進んで積極的・主体的に行動することをいいます。

計画やその立案に加わることは「参画」の代表的な例です。

男女平等、男女共同参画をめぐるおもな流れ

世界では…

- 昭和 50 (1975) 年 「国際婦人年」世界会議
- 昭和 51 (1976) ～昭和 60 (1985) 年 「国連婦人の 10 年」
- 昭和 54 (1979) 年 「女子差別撤廃条約」(*通称) を採択
- 昭和 60 (1985) 年 ナイロビ世界女性会議…「ナイロビ将来戦略」を採択
- 平成 5 (1993) 年 ウィーン会議…女性に対する暴力の撤廃(国連世界人権会議)
- 平成 6 (1994) 年 国際人口・開発会議…女性の性に関する健康と権利を課題とする
- 平成 7 (1995) 年 第 4 回世界女性会議(北京会議) …「北京宣言」および「行動綱領」を採択
- 平成 12 (2000) 年 国連特別総会女性 2000 年会議
- 平成 17 (2005) 年 第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)

わが国では…

- 昭和 50 (1975) 年 「婦人問題企画推進本部」設置
- 昭和 52 (1977) 年 「婦人の 10 年国内行動計画」策定
- 昭和 60 (1985) 年 改正「国籍法」施行、「男女雇用機会均等法」制定、「女子差別撤廃条約」の批准
- 平成 5 (1993) 年 「パートタイム労働法」(*通称) 制定
- 平成 5 (1993) 年～平成 6 (1994) 年
中学校・高等学校で家庭科の男女共修
- 平成 7 (1995) 年 「育児・介護休業法」(*通称) 制定
- 平成 8 (1996) 年 「男女共同参画プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年(西暦 2000 年)度までの国内行動計画～」策定
- 平成 9 (1997) 年 「男女雇用機会均等法」改正…セクハラへの事業主配慮義務を規定
- 平成 11 (1999) 年 「男女共同参画社会基本法」制定
- 平成 12 (2000) 年 「男女共同参画基本計画」策定
- 平成 13 (2001) 年 「DV防止法」(*通称) 制定
- 平成 17 (2005) 年 「男女共同参画基本計画」(第二次) 策定
- 平成 18 (2006) 年 「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」一部改正

東京都では…

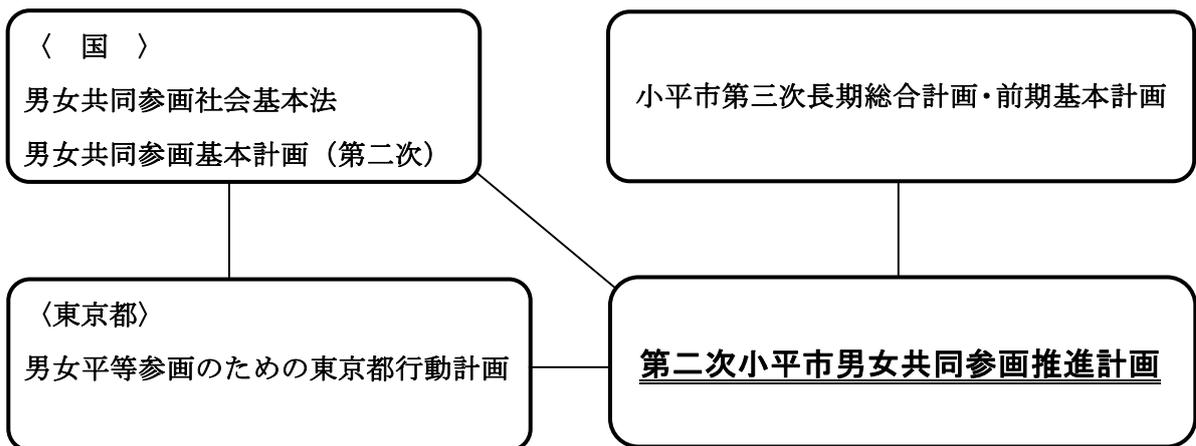
- 昭和 58 (1983) 年 「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定
- 平成 3 (1991) 年 「女性問題解決のための東京都行動計画－21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定
- 平成 10 (1998) 年 「男女平等推進のための東京都行動計画－男女が平等に参画するまち東京プラン」策定
- 平成 12 (2000) 年 「東京都男女平等参画基本条例」制定
- 平成 14 (2002) 年 「男女平等参画のための東京都行動計画」策定

小平市では…

- 平成 6 (1994) 年 「小平市女性施策推進計画策定検討懇談会」設置
- 平成 8 (1996) 年 「小平アクティブプラン2 1」策定
- 平成 11 (1999) 年 「小平市女性施策推進協議会」設置
- 平成 14 (2002) 年 改定版「小平アクティブプラン2 1－小平市男女共同参画推進計画」策定
- 同 青少年・男女平等推進課（*当時）を設置
- 平成 17 (2005) 年 「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施
- 平成 19 (2007) 年 「小平アクティブプラン2 1－第二次小平市男女共同参画推進計画」策定

2 計画の位置づけ

- ◆ 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定したものです。
- ◆ 国および東京都それぞれが策定した関連計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◆ 『小平市第三次長期総合計画・前期基本計画』（期間：平成 27（2015）年度まで）の部門計画として策定します。
- ◆ 市が取り組むべき今後の男女平等、男女共同参画推進施策の基本方針を示す総合的な計画であり、同時に施策を総合的・効果的に推進するため市民、各種団体・事業者などが自主的かつ積極的な活動を行う際の指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 19（2007）年度から平成 28（2016）年度までの 10 年間とします。

なお、上記期間中においても、社会経済情勢の変化等により必要が生じれば、それに応じて見直し、部分的変更、付加等を行うこととします。

4 計画策定の方法

本計画の策定に際しては、平成 17（2005）年度に実施した「男女平等に関する市民意識・実態調査」（以下本書中では「アンケート調査」と略記します。）の結果を基礎資料として参考にしたほか、小平市男女共同参画推進協議会の意見（提言）をふまえ、計画を作成しました。

（参考）「男女が共同参画するまち こだいら」をめざして
— 第二次小平市男女共同参画推進計画への提言 — より

○『小平アクティブプラン21』の成果と課題

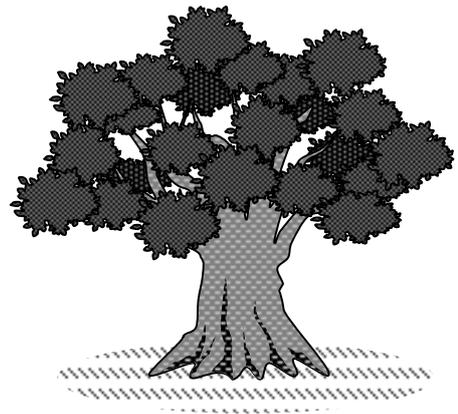
I 評価すべき成果

- 1 市民参加により、市と市民の協働で事業を実施してきた 10 年
- 2 市の管理職に占める女性の割合が 10 倍以上も増えたこと
- 3 男女共同参画センター“ひらく”のオープンと女性相談事業の開始

II 見直すべき課題

- 1 市民のニーズに合った、きめ細かな施策の実施
- 2 計画推進のために市民がなすべき役割と行動の提示
- 3 男性のための「男女共同参画推進」施策の実施
- 4 計画推進の中核施設への男女共同参画センターの育成
- 5 どれだけ計画が達成されたか、判断できる数値目標の設定
- 6 「地域の力」を集めた地域ぐるみの推進活動
- 7 市民だれにも分かる平易な表現による計画書の作成

第 2 章 計画の基本的考え方



1 計画の基本理念

すべての人がともにその多様な生き方を尊重し、責任を分かちあい、社会の一員として人格が保障され、個性や能力を十分に発揮することができる社会が求められています。

本市においても、すべての人が性別などに関係なく個人として認めあい、お互いに尊重し協力しあう真に平等な社会を実現することが重要であると考えています。

小平市は

- 基本的人権が守られ、それぞれの価値観に基づいて、多様な生き方を主体的に選択できる「すべての人が自分らしく」あり続けることのできる社会の実現を目指します。
- あらゆる場面において男女共同参画を進め、男女の力を等しく発揮しあいながら発展していく「いきいきと暮らす」社会の実現を目指します。

2 計画の基本的視点

「基本理念」を実現するための、本計画の基本的視点は次の5つとなります。

- ① 「個」の尊重
- ② 男女共同参画社会の実現
- ③ 男女共同参画意識の形成と男女共同参画推進のための整備
- ④ 健やかな生活の充実
- ⑤ 行政と市民の協働

① 「個」の尊重

日本国憲法では、性別に関係なくすべての人が個人として尊重され、法の下での平等が保障されています。しかしながら、現実にはさまざまな分野でいまだに性による差別が残っており、「男女共同参画社会」の実現に向けての障がいになっています。

女性も男性も、個々にその意思に基づいた選択ができる社会を実現する施策の展開が必要です。

② 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、最重要課題として位置づけていく必要があります。

男女共同参画社会の実現は、法律上・制度上の共同参画だけではなく、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場で共同参画を実現することです。制度や意識に見られる男女の不平等を是正していくことは、それぞれの生き方を多様にし、選択の幅を拡げ、能力が十分に発揮できる機会を提供することにつながります。

③ 男女共同参画意識の形成と男女共同参画推進のための整備

「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される「固定的性別役割分業意識」や習慣は、成長過程においてしつけや教育などを通して無意識のうちに身に付いていくものです。家庭や学校における教育の果たす役割はきわめて大きく、子どもたちに多大な影響を及ぼします。

また、女性があらゆる分野に参画していけるよう条件整備に努める行政の積極的な姿勢は、男女共同参画意識の形成に向け不可欠の要素であり、民間企業や地域社会の変革を促す効果があると考えます。

④ 健やかな生活の充実

各人が互いの身体的性質を十分に理解しあい、人権を尊重しながら思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会形成の前提といえます。また男女共同参画社会の中で、男女がともに生涯にわたって心身ともに健やかに過ごすためには、日ごろから健康づくりや健康管理に対する意識を高めることが必要です。

さらに、近年では暴力による人権侵害が重大な問題となっており、対策が必要であると考えます。

⑤ 行政と市民の協働

男女共同参画社会を実現していくためには市と市民が一緒になって考え、実行できるように進めていくことが大切です。市は、男女共同参画施策を推進する担当部署が中心となって情報収集・提供を行い、推進組織である「男女共同参画推進委員会」や公募市民・団体代表・有識者から成る「男女共同参画推進協議会」と連携して男女共同参画に努めています。市、市民、事業者など地域のすべての力でパートナーシップ・協働により男女共同参画の施策を展開していく必要があります。

市民の役割としては、一人ひとりが男女共同参画推進の主体であるという意識を持つことが大切です。

3 計画の基本目標

前記の内容を実現するための本計画の具体的な「基本目標」は、以下の4つと

します。

- I 働く場における男女の共同参画・仕事と家庭生活の両立を進めます
- II 健康で安全な生活の実現を目指します
- III 男女共同参画意識の浸透を図ります
- IV さまざまな分野での男女共同参画を促進します

I 働く場における男女の共同参画・仕事と家庭生活の両立を進めます

働く場における男女共同参画の実現のため、各企業・事業所に対し男女平等の条件整備や女性の積極的登用などを働きかけるとともに、仕事と家庭の両立を目指す女性・男性を支援するシステムの拡充や、男性も含めたライフスタイルの見直しに対する支援の検討も行っていきます。

II 健康で安全な生活の実現を目指します

男女共同参画社会の実現は、市民が心身ともに健康で安全に暮らすことのできる、「生活の質」の向上を目指す地域社会を形成していくことと深いつながりがあります。男女がお互いの身体についてその特性を十分理解し、ともに生涯にわたる健康の保持に努めることを支援していきます。

また、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めて安全な生活を実現し、男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現を図ります。

III 男女共同参画意識の浸透を図ります

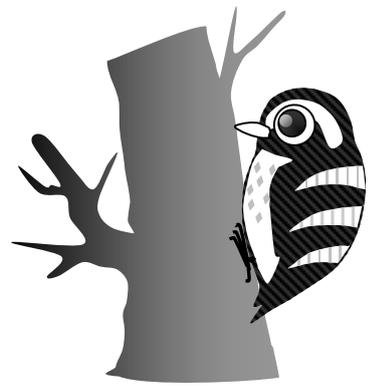
男女共同参画社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域社会など、生活のあらゆる場面で男女共同参画意識を一層浸透させる必要があります。

このため、教育・学習や広報活動を通じて、従来の意識や慣行を男女平等の視点から見直し、性別に関係なく個性豊かに、自分らしく生きることのできる社会をつくっていきます。

IV さまざまな分野での男女共同参画を促進します

政策や方針決定に女性の意見が十分に反映されるよう図るとともに、地域社会活動への男女共同参画を促進し、ボランティア活動や地域づくりなどさまざまな活動が男女両性によって担われるような条件の整備に努めます。

第 3 章 基 本 計 画



【基本計画 体系図】

I 働く場における男女の共同参画

・仕事と家庭生活の両立

- 1 働く場における男女の機会の均等と待遇の充実
 - ①働く場における機会均等と待遇改善のための情報提供
 - ②女性の就労支援と経済的自立の支援

- 2 仕事と家庭生活の両立の支援
 - ①子育て支援の充実
 - ②男性の家事・育児・介護参加への支援・充実

II 健康で安全な生活の実現

- 1 生涯にわたる健康保持の支援
 - ①健康保持・健康づくりへの支援
 - ②女性の生涯にわたっての健康支援

- 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進
 - ①パートナー間暴力の防止・根絶
 - ②セクシュアル・ハラスメントの防止

III 男女共同参画意識の浸透

- 1 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成
 - ①家庭における男女共同参画の推進
 - ②学校教育における男女共同参画の推進
 - ③生涯学習における男女共同参画の推進

- 2 男女共同参画の視点に立った広報活動の推進等
 - ①意識啓発事業の推進
 - ②「メディア・リテラシー」の育成

IV さまざまな分野での男女共同参画の促進

- 1 政策・方針決定過程への男女共同参画
 - ①共同参画の拡大
 - ②市職員における男女共同参画の促進

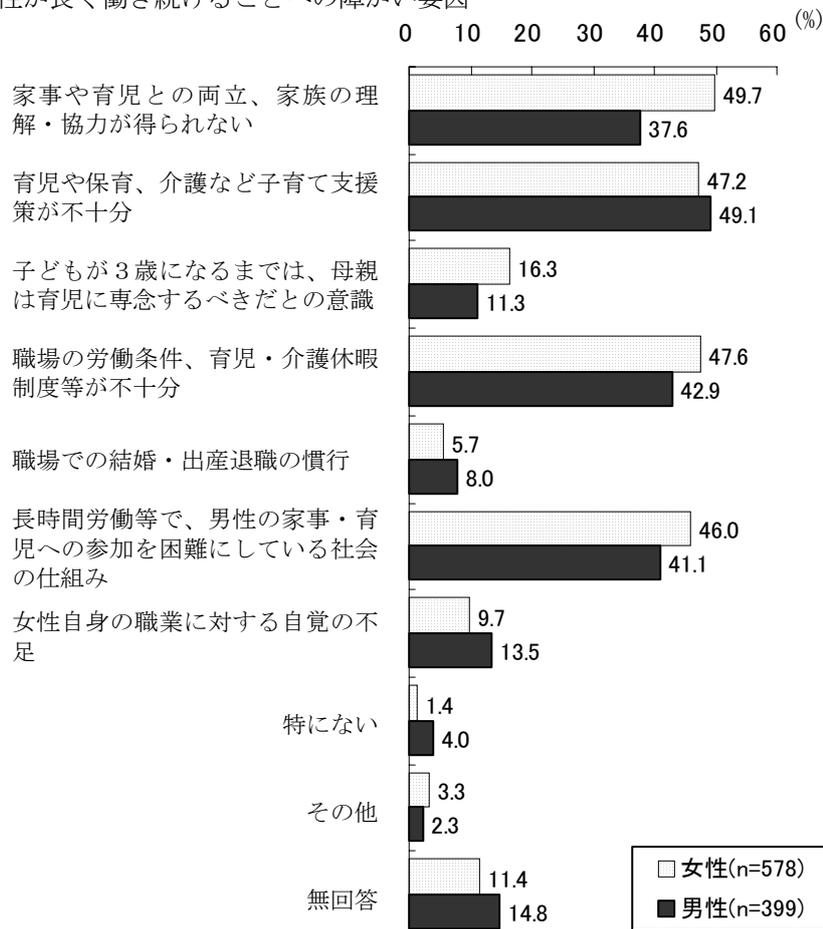
- 2 地域活動における男女共同参画の促進
 - ①地域活動の推進
 - ②団体への支援と人材に関する情報収集

第1節 働く場における男女の共同参画・仕事と家庭生活の両立

雇用や待遇における男女の不平等を解消するために男女雇用機会均等法が制定されましたが、実際には現在でも女性はその能力や意欲を評価されずに補助的業務や単純労働を担わされる例が多く、昇進・昇格の機会や賃金についても男性との間に大きな格差が見受けられます。また最近では、性別による差別ではないように見えて、実は一方の性の人に不利になるような条件を設けてあるなどの「間接差別」についても問題とされるようになり、間接差別の禁止は、平成18(2006)年の男女雇用機会均等法改正の大きな柱の一つとなっています。働く場における「男女共同参画」の実現のためには、各企業・事業所に対して男女平等の労働条件整備や女性の積極的登用等を働きかける一方で、仕事と家庭生活の両立を目指す女性・男性を支援するシステムの拡充を図ることが重要になります。

アンケート調査の結果によると、「女性が長く働き続けるのを困難にしたり、障がいになっているのはどんなことだと思うか」との質問に対し、4割以上の男女が「職場の労働条件、育児・介護休暇制度等が不十分」、「育児や保育、介護など子育て支援策が不十分」、「長時間労働等で、男性の家事・育児への参加を困難にしている社会の仕組み」の3つを挙げています。

女性が長く働き続けることへの障がい要因



また、アンケート調査では「市が行う男女共同参画社会実現のための施策として望むこと」という質問もしていますが、「要介護者が長期にわたって入院できる病院や介護老人保健施設の増設」、「育児や保育など子育て支援の充実」、「再就職に役立つ学習機会や相談事業など女性の就労支援」等を希望するという声が多くありました。

「仕事と育児の両立」については、平成 15（2003）年 7 月に次世代育成支援対策推進法が成立し、それに基づき本市においても『小平市次世代育成支援行動計画』（平成 17（2005）年 3 月）が策定されており、同計画によって推進される施策・事業とも整合を図っていく必要があります。

1 働く場における男女の機会の均等と待遇の充実

【施策の方向】

男女の労働条件と待遇の改善、向上を図るため国や東京都の資料を活用して情報提供に努めるなど、就業条件の向上を促進するとともに、女性の就労や結婚・出産等を経た後の再就職、さらには起業に対する支援などを行っていきます。

【市の施策】

① 働く場における機会均等と待遇改善のための情報提供

- 働く場における機会均等の実現と待遇の確保のための情報提供や啓発に努めるとともに、広報・啓発を通じて女性の積極的登用などを図るよう働きかけます。

| | 事 業 | 担 当 課 |
|---|-----------------------|----------|
| ① | 男女平等の労働条件整備の働きかけ | |
| | ・パンフレット配布、ポスター掲示による啓発 | 青少年男女平等課 |
| | ・市報「こだいら」等による啓発 | 青少年男女平等課 |
| | ・資料配布等による労働環境整備の啓発 | 産業振興課 |
| ② | ポジティブ・アクション実施の促進 | 青少年男女平等課 |
| ③ | パートタイム労働法などの事業者への普及 | 産業振興課 |
| ④ | ハローワークと連携した求人情報の提供 | 産業振興課 |
| ⑤ | 職業訓練校等と連携した能力開発機会の提供 | 産業振興課 |
| ⑥ | 男女共同参画に関連した入札制度の研究 | 契約管財課 |

② 女性の就労支援と経済的自立の支援

- 結婚・出産等で仕事を中断する女性が多い現状の中で、再就職や職業能力開発のための教育・学習の機会を提供するとともに、新たなビジネスを起こす女性への支援を検討します。また、母子家庭の経済的自立のために、相談事業の充実と技術や知識の習得に必要な費用の貸付などの支援を行います。

| | 事 業 | 担 当 課 |
|---|---------------------------------|----------|
| ① | 就職・再就職や職業能力開発のための教育・学習支援セミナーの開催 | 青少年男女平等課 |
| | | 産業振興課 |
| ② | マザーズハローワーク、こだいら就職情報室等の活用と広報の充実 | 青少年男女平等課 |
| | | 産業振興課 |

| | | |
|---|---|-------------------|
| ③ | 女性の起業に対する講座の開催や情報の提供 | 青少年男女平等課 産業振興課 |
| ④ | 事業支援の充実 | 産業振興課 |
| | ・小口事業資金融資 | |
| | ・国民金融公庫融資「女性・中高年起業家支援資金」の紹介 ・「家族経営協定」の紹介 | |
| ⑤ | 母子家庭の経済的自立のための支援 | 青少年男女平等課 |
| | ・母子相談事業の実施 | |

【市民の協力・役割】

- ・再就職、起業など、女性が目指すさまざまなチャレンジに対し、積極的に協力し支援していきましょう。

2 仕事と家庭生活の両立の支援

【施策の方向】

男女がともに自らの選択や能力に基づいて仕事と家庭を両立させていけるような男女共同参画社会を目指し、地域全体による支えあいの視点も大切にしながら子育てや介護への支援の充実を図ります。また、男女が自らの働き方を見直し、男性が家庭生活にもっと比重を置けるような施策の促進に努めます。

【市の施策】

① 子育て支援の充実

- 『小平市次世代育成支援行動計画』と連携しながら、子育て支援、次世代育成支援のための事業の充実、推進を図ります。

| | 事業 | 担当課 |
|---|------------------------|---------------------|
| ① | 子ども家庭支援センター、子育て相談窓口の充実 | 児童課 |
| ② | ファミリー・サポート・センター事業の充実 | 児童課 |
| ③ | 児童・青少年が活動する場の充実・拡大 | 児童課 |
| | | 青少年男女平等課 生涯学習推進課 |
| ④ | 「児童虐待を防止するネットワーク」の充実 | 児童課 |
| | | 関連部署 |

| | | |
|---|--------------------------------------|-------------------|
| ⑤ | 保育事業の充実 | 児童課 保育課 |
| | ・子どもショートステイ事業 | |
| | ・幼稚園アットホーム事業 | |
| | ・市内保育施設入所可能数の一覧表作成 | |
| | ・緊急一時保育事業 ・保育園の待機児童の解消 | |
| ⑥ | 学童クラブの充実 | 児童課 |
| ⑦ | 地域の子育て支援の充実 | 児童課 保育課 |
| | ・子育て支援事業 | |
| | ○子育てふれあい広場 ○子どもつどいの広場 ○子育ての知恵袋 | |
| | | |
| ⑧ | 長期の育児・介護休業制度を導入する企業の褒賞等の検討 | 産業振興課 青少年男女平等課 |
| ⑨ | 子育て支援事業の周知徹底 | 児童課 |
| ⑩ | ひとり親家庭へのきめ細かい支援 | 児童課 |
| | | 青少年男女平等課 |
| ⑪ | 家事、子育てを支援する講座の開催 | 公民館 |

② 男性の家事・育児・介護参加への支援・充実

- 仕事と家庭の両立を支援するとともに、その理解を促進させるために、男性を対象とした家事・育児・介護教室の開催や、男性も育児休業制度を活用しやすくするための奨励策を推進します。また、増大する介護・看護ニーズに対応するための相談窓口や情報提供の充実に努めるとともに、男性の介護に対する意識啓発や福祉施設等で開催される家族介護教室についての情報提供を推進します。

| | 事業 | 担当課 |
|---|---|-----------------|
| ① | 家事・育児・介護教室の開催 | 公民館 介護福祉課 |
| ② | 家事・育児に関する「出前講座」の実施の検討 | 青少年男女平等課 児童課 |
| ③ | 男性の育児休業取得の奨励と拡大 | 職員課 産業振興課 |
| ④ | 父親に向けた育児支援 | 児童課 健康課 |
| | ・父親のための子育て支援講座 | |
| | ・「父親ハンドブック」の配布等、父親への育児情報の提供の充実 ・マタニティークラス(父親参加)の充実 | |
| ⑤ | 介護者を支援する相談窓口や情報提供の充実 | 介護福祉課 |
| ⑥ | 男性の介護に対する意識啓発の推進 | 青少年男女平等課 |
| ⑦ | 家族介護教室等の情報提供 | 介護福祉課 |

【市民の協力・役割】

- ・子育て支援事業に参加し、家事・介護の家族による分担のあり方等を話しあい、地域における協力体制の検討と実現に努めましょう。

【事業者（主）の協力・役割】

- ・育児・介護休業法などの法律を守り、休業の取得等により労働者が不利益を受けないように努めましょう。
- ・仕事と家庭生活の調和が図れるよう、労働時間の短縮に努めましょう。



第2節 健康で安全な生活の実現

男女共同参画社会の実現は、市民が心身ともに健康で安全に暮らすことのできる、「生活の質」の向上を目指す地域社会を形成していくことと深いつながりがあります。

生涯にわたって健康を保持するためには、男女がお互いの健康について、相手の置かれている状態を理解し、心を配る必要があります。男女がお互いの身体についてその特性を十分に理解し、ともに生涯にわたる健康の保持に努めることが重要な課題です。

また、男女が対等な構成員として男女共同参画社会をつくろうとしている今日、新たな問題として対応を求められているのが、「暴力による人権侵害」です。恋人や配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、職場における性的ないやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）、つきまとうことで恐怖感を与えるいわゆるストーカー行為などが、近年増加する傾向にあります。さらに、学校におけるセクシュアル・ハラスメントも、問題になりつつあります。

人権尊重を基本とした健康保持・健康づくりへの支援を進めるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）などの法整備に伴い、市でも具体的な取り組みを推進していく必要があります。

アンケート調査によると、DVに関連して受けたことのある行為として、女性の場合“身体的暴力”では「げんこつなどでなぐるふりをしておどす」が「何度も」および「1～2度」あったという人が10.4%で、経験者の中で最も多い回答となっており、“精神的暴力”としては「何を言っても無視する」が、同様に「何度も」、「1～2度」と答えた人を合わせて16.9%と最も多くなっています。また、「過去にストーカー行為にあった・現在あっている」という女性は9.0%となっています。

また働く場において今までに何らかのセクシュアル・ハラスメントを経験したと回答した女性は35.3%（男性は10.6%）という結果が出ています。

こうした問題の防止・根絶を目指して啓発活動を推進するとともに、平成14（2002）年度から設置している「女性相談」の一層の充実を図っていくことが大切です。

★ドメスティック・バイオレンス（DV）

恋人を含む近親者、または「かつての」近親者から受ける暴力全般を指します。
“ドメスティック”は本来「家庭の」という意味ですが、近年DVの概念は、同居の有無を問わず、パートナー間に起こる暴力全般に拡大されつつあります。

1 生涯にわたる健康保持の支援

【施策の方向】

性差に応じた健康支援や思春期、更年期、高齢期など生涯を通じての男女の健康づくりへの支援を推進します。

【市の施策】

① 健康保持・健康づくりへの支援

- 男女がともに生命をいつくしみ育むという観点に立って、身体的な健康診査・相談とともに、心の健康保持、現代病対策などに関する関係機関への紹介や寝たきり予防のための健康講座などを推進します。

| | 事業 | 担当課 |
|---|--|------------|
| ① | 健康づくり推進事業 | 健康課 |
| | ・健康づくり指導者の講習会への参加 | |
| | ・地域健康づくり推進員の委嘱 | |
| | ・地域健康づくりサポーター養成講座の開催 ・健康教室事業の推進 | |
| ② | 健康教育の充実 | 健康課 |
| | ・生活習慣病予防・健康の増進・女性特有の疾病に関する知識の普及 ・心身の健康に関する必要な助言・指導の実施 | |
| ③ | 「健康づくり」「体力づくり」事業の推進 | 体育課 健康課 |
| ④ | 心の相談等の関係機関への紹介 | 健康課 |
| | | 障害者福祉課 |
| ⑤ | 現代病相談（アレルギー疾患等）の関係機関への紹介 | 健康課 |
| ⑥ | 寝たきり予防のための健康講座の推進 | 高齢者福祉課 |
| | | 介護福祉課 |
| ⑦ | 学校における健康安全教育の推進 | 指導課 |

② 女性の生涯にわたっての健康支援

- 女性は、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することから、性と生殖の健康を得る権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に留意しながら、生涯にわたっての心身の健康を支援する知識の普及と、相談指導を充実します。

| | 事業 | 担当課 |
|---|--|-----|
| ① | 女性に関する健康教育・健康相談の充実 | 健康課 |
| | ・基本健康診査、子宮がん・乳がん検診受診の勧奨 ・母親学級における保健教育、仲間づくり、保健指導の充実 | |
| ② | 母子保健事業の充実 | 健康課 |

★性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされている。

【市民の協力・役割】

- ・一人ひとりが意識と自覚を持って、健康管理や健康づくりに取り組みましょう。
- ・地域における健康づくりの活動や行事に、積極的に参加しましょう。

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進

【施策の方向】

女性に対する暴力は人権侵害であり犯罪であるという認識を深めるために、DV防止法やストーカー規制法などに関する知識の普及と啓発に努めるとともに、女性相談の充実を図るなど、被害者救済のための支援に努めます。

【市の施策】

① パートナー間暴力の防止・根絶

- 「女性相談」のいっそうの充実に努めるとともに緊急一時避難場所の確保、警察などの関係機関との連携を図り、暴力被害から救済します。また、パートナー間暴力の防止・根絶に努めます。

| 事業 | | 担当課 |
|----|--------------------------|----------|
| ① | 暴力と人権侵害防止に関する知識の普及・啓発の強化 | 青少年男女平等課 |
| ② | DVに関するパンフレットの作成 | 青少年男女平等課 |
| ③ | 女性相談窓口の充実と関係機関との連携 | 青少年男女平等課 |
| ④ | 母子自立支援員による相談指導、情報提供 | 青少年男女平等課 |
| ⑤ | 緊急一時保護の充実 | 青少年男女平等課 |
| ⑥ | DV加害者対策の研究 | 青少年男女平等課 |
| ⑦ | 民間シェルターへの支援 | 青少年男女平等課 |

② セクシュアル・ハラスメントの防止

- 職場、学校、家庭、地域社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、お互いの人権を尊重し、過ごしやすい環境をつくるための問題解決や施策推進に向けた意識の啓発に努めます。

| 事業 | | 担当課 |
|----|------------------------------|----------|
| ① | 女性相談窓口の充実と関係機関との連携（再掲） | 青少年男女平等課 |
| ② | 暴力と人権侵害防止に関する知識の普及・啓発の強化（再掲） | 青少年男女平等課 |

【市民の協力・役割】

- ・ どのような行為がDVやセクシュアル・ハラスメント、虐待になるのかを理解するように努めましょう。

- ・DVや虐待のない家庭づくり、セクシュアル・ハラスメントや差別のない職場づくり、いじめのない学校づくりに努めましょう。
- ・第三者の暴力行為等を見て見ぬふりをしないように努めましょう。

【事業者（主）の協力・役割】

- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止と対策に積極的に取り組みましょう。

【夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマーク】

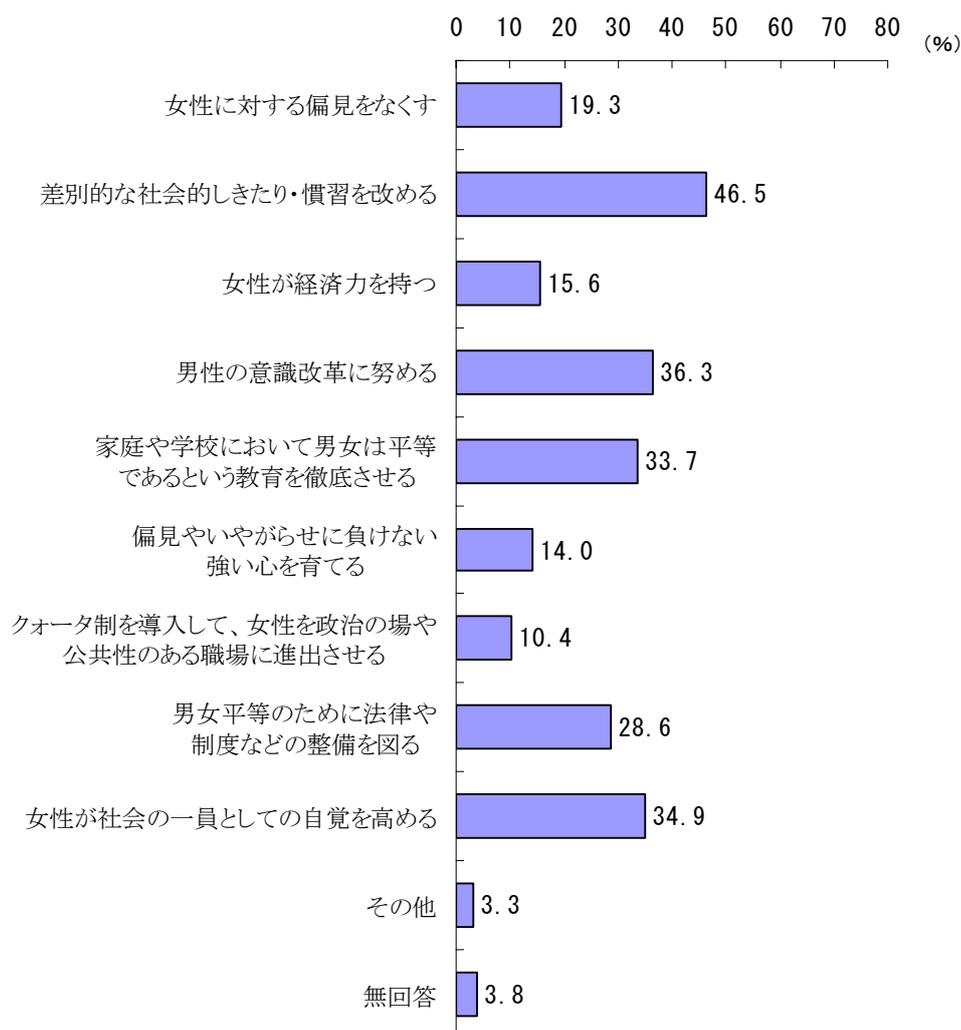
第3節 男女共同参画意識の浸透

社会情勢の変化に伴って、男女共同参画社会を目指す法律や制度の面の整備は着々と進められ、各分野で女性の進出がめざましく見られます。しかし、長い間に培われた「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される「固定的性別役割分業意識」は依然根強く残っており、解消していく必要があります。

平成 17 (2005) 年度に実施したアンケート調査においても、「男女共同参画社会の実現に向けてどのようなことが必要だと思うか」という質問に対して「差別的な社会的しきたり・慣習を改める」との回答が最も多いという結果が出ています。

また同じ質問に対する第2、3位の回答は、順に「男性の意識改革に努める」、「女性が社会の一員としての自覚を高める」となっており、市民の間でも「意識」の改革・向上の問題が重要と考えられていることが分かります。

男女共同参画社会の実現にどのようなことが必要ですか？



1 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

【施策の方向】

教育・学習の充実、情報提供や広報活動の拡充とともに、家事労働などの男女格差を是正していくための具体的な活動を支援し、家庭・学校・職場・地域社会における共同参画意識の醸成を図ります。

【市の施策】

① 家庭における男女共同参画の推進

- 家庭における男女共同参画意識を高めるために、家事、育児、介護、地域活動の男女格差の是正に取り組みます。

| | 事業 | 担当課 |
|---|-------------------------------------|--------------|
| ① | 意識啓発事業の充実 | |
| | ・ 広報誌「ひらく」の発行と広域配布の検討 | 青少年男女平等課 |
| | ・ 「女と男のフォーラム」等の開催 | 青少年男女平等課 |
| | ・ 意識啓発講座の開催 | 青少年男女平等課 |
| ② | ・ 「父親ハンドブック」の配布等、父親への育児情報の提供の充実（再掲） | 健康課 |
| | 子育てと介護の支援 | 児童課 介護福祉課 |
| ③ | 生活実践講座の開催 | |
| | ・ シルバー大学 ・ 女性問題関連の講習会、女性セミナー等 | 公民館 |

② 学校教育における男女共同参画の推進

- 教職員の人権尊重の意識をさらに高め、男女共同参画の視点に立った学習指導・進路指導を進めます。

| | 事業 | 担当課 |
|---|------------------------|-----|
| ① | 教職員研修の充実 | 指導課 |
| ② | 進路指導の推進・充実 | 指導課 |
| ③ | 健康安全教育に関する個別相談・指導の充実 | 指導課 |
| ④ | 男女共同参画を意識した技術・家庭科教育の充実 | 指導課 |

③ 生涯学習における男女共同参画の推進

- 生涯学習の分野における男女平等意識の啓発推進について、公民館、図書館、美術館等の社会教育施設の果たす役割は大きいため、市民の学習の機会と情報の提供の場として引き続き充実を図ります。また、男女共同参画の視点に立った青少年健全育成活動を行います。

| | 事 業 | 担 当 課 |
|---|----------------------|-------------------|
| ① | 夜間や休日に開催する講座の充実 | 公民館 |
| ② | 保育付き講座の充実 | 公民館 |
| ③ | 青少年育成施策の充実 | 青少年男女平等課 |
| ④ | 生涯学習関係の指導者の育成 | 生涯学習推進課 |
| ⑤ | 男女平等の視点に立った大学公開講座の要請 | 青少年男女平等課 地域文化課 |
| ⑥ | 男女共同参画に向けた出前講座の実施 | 青少年男女平等課 |
| ⑦ | 各種支援ボランティアの拡大・充実 | 生涯学習推進課 図書館 |

【市民の協力・役割】

- ・ 夫婦、親子の間でもお互いの人権を尊重し認めあいましょう。
- ・ 子どもたちへの良い手本となるように、家庭における男女共同参画に努めましょう。
- ・ 性別にとらわれず、子ども自身の意思を尊重してさまざまなことに参加させましょう。
- ・ 各種支援ボランティア等に参加し、男女共同参画を体現しましょう。

【少女と鹿】

2 男女共同参画の視点に立った広報活動の推進等

【施策の方向】

市のあらゆる広報物を通じた情報提供や講座・講演会の開催を推進し、男女共同参画意識の定着を図ります。

また、メディアを客観的に読み解く能力と使いこなす能力（メディア・リテラシー）を身に付ける機会と場の提供に努めます。

【市の施策】

① 意識啓発事業の推進

- 男女平等意識を浸透させるため、担当部局をはじめとする行政のあらゆる広報を通じて情報提供を行い、平等意識の定着を図ります。

| | 事業 | 担当課 |
|---|-----------------------------|----------|
| ① | 広報誌「ひらく」の発行と広域配布の検討（再掲） | 青少年男女平等課 |
| ② | 「女と男のフォーラム」等の開催（再掲） | 青少年男女平等課 |
| ③ | 意識啓発講座の開催（再掲） | 青少年男女平等課 |
| ④ | 市報「こだいら」・ホームページによる啓発 | 青少年男女平等課 |
| ⑤ | アクティブプラン2 1の市民への周知 | 青少年男女平等課 |
| ⑥ | 男女平等の視点に立った市刊行物発行のガイドラインの充実 | 秘書広報課 |
| ⑦ | 市の刊行物において、表現や男女の比率などへの留意 | 各課 |

② 「メディア・リテラシー」の育成

- 男女共同参画社会の実現のため、市報などにより必要な情報の提供を行うとともに、メディアから発信される情報を市民が自ら主体的に読み解き自分で考え、自分の意見を発表できる能力を養う機会と場を提供し、メディア・リテラシーの育成を側面から支援します。

| | 事業 | 担当課 |
|---|-----------------------|-----------------|
| ① | 市報「こだいら」の充実 | 秘書広報課 |
| ② | メディア・リテラシー育成のための講座の開催 | 青少年男女平等課 |
| ③ | 学校でのメディア・リテラシーの教育の充実 | 指導課 |
| ④ | 図書等の充実 | 青少年男女平等課 図書館 |

【市民の協力・役割】

- ・さまざまな学習会、講座等に積極的に参加しましょう。
- ・図書館や公民館、地域センター等を有効に活用し、メディア・リテラシーを身に付けていきましょう。

【^{ひと}女と^{ひと}男の講座】

第4節 さまざまな分野での男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成していく上で、政策・方針決定過程への男女共同参画は、その基盤を成すものです。より豊かな21世紀を切り開いていくためには、多様な考え方をを持った男女が、それぞれの立場から政策を提言していく必要があります。

男女共同参画社会基本法は、その基本理念の一つに「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げています。また、同法では国に対しポジティブ・アクション（積極的改善措置）の検討を含めて総合的な施策の策定・実施を求めています。

地方公共団体は、基本理念にのっとり男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策や区域の特性に応じた施策を策定及び実施する責務を有していますが、本市の場合も例外ではありません。

審議会や委員会の女性委員の数は、従前の『小平アクティブプラン21』の策定・改定時に比べると増加し、国と比較しても高い参画率となっていますが、女性委員がまったくいない委員会もあるなど、委員会等によってばらつきが見られます。

豊かな地域社会の形成は、地域活動に対する市民の理解と積極的な参画により支えられています。市民の自発的な活動が盛んな小平市には、「地域の力」があります。この力を活かした男女共同参画を推進したいものです。地域における男女共同参画社会のイメージを効果的に啓発するために、市が率先して共同参画の推進を図り、地域活動や民間企業へも普及していくよう努めます。また、地域におけるさまざまな女性団体やNPOの活動は、男女共同参画社会を目指す上で大きな役割を果たしています。とりわけ、子育て支援や高齢者・介護支援のサークル、ボランティアの果たす役割は大きくその重要性がますます増加しています。『小平市女性のつどい』とは、昭和54（1979）年から今日に至るまで、女性問題解決のための共催事業を実施しており、今後も継続して、各種団体等と連携しつつ活動の支援と拠点の整備に努めてまいります。

1 政策・方針決定過程への男女共同参画

【施策の方向】

審議会、委員会等の改選時には、各機関の目的・性格に応じて女性の積極的登用を図り、男女の比率の差を縮めるように努めます。いずれの性の委員も少なくとも30%以上になるように努め、男女の構成比に偏りが出ないように努めます。

【市の施策】

① 共同参画の拡大

- 政策・方針決定過程への男女の参画を拡大するため、審議会・委員会等においてどちらの性の委員の割合も30%以上（達成後は50%）になるよう数値目標を設定し、その実施状況の調査と情報公開を実施するとともに、団体推薦委員の性別にとらわれない登用などを働きかけるよう努めます。

| | 事業 | 担当課 |
|---|------------------------------------|------------------|
| ① | 審議会・委員会等における女性委員の参画促進 | 青少年男女平等課 |
| ② | 各種機関への女性登用の協力要請 | 青少年男女平等課 関連部署 |
| ③ | 女性の政策・方針決定過程への参画状況調査の実施と情報公開の促進 | 青少年男女平等課 |
| ④ | 審議会等附属機関の市民公募枠の拡大 | 政策課 各課 |
| ⑤ | 男女共同参画推進活動団体等の支援 | 青少年男女平等課 |
| ⑥ | 成人団体指導者養成講座の実施 | 公民館 |
| ⑦ | ホットHOTTこだいらファミリーデー事業等家族の絆を深める事業の啓発 | 生涯学習推進課 |

② 市職員における男女共同参画の促進

- 男女共同参画社会づくりと政策・方針決定過程への参画に関する効果的な啓発の一環として、男女職員の職域の拡大や管理職への登用、職員の研修等について推進に努めます。

| | 事業 | 担当課 |
|---|------------|-----|
| ① | 男女職員の職域の拡大 | 職員課 |
| ② | 昇任試験受験の奨励 | 職員課 |

| | | |
|---|--------------------------------|-----|
| ③ | 管理職に占める女性職員の割合を高めるよう努める | 職員課 |
| ④ | 職員研修の充実 ・男女共同参画推進のための研修 | 職員課 |
| ⑤ | 職場内における慣行・男女の役割分担の見直し | 各課 |
| ⑥ | セクシュアル・ハラスメント防止に対する苦情相談・防止策の充実 | 各課 |

【市民の協力・役割】

- ・男女とも審議会、懇談会等の市民公募枠に積極的に応募し、市民委員として参加していきましょう。

【男女共同参画センター“ひらく”での市民活動】

2 地域活動における男女共同参画の促進

【施策の方向】

地域とのつながりが薄くなりがちな男性の地域活動への参画などを促進します。

【市の施策】

① 地域活動の推進

- 暮らしやすい地域社会をつくるため、地域活動における男女共同参画を推進します。

| | 事業 | 担当課 |
|---|----------------------------|------------------|
| ① | 地域活動等における男女共同参画の啓発 | |
| | ・自治会やPTA等への参画促進 | 地域文化課 生涯学習推進課 |
| | ・各種講座の開設による学習機会の提供と社会参加の促進 | 公民館 |

② 団体への支援と人材に関する情報収集

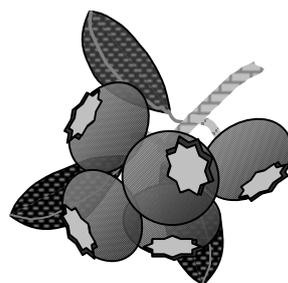
- 今後も継続して各種団体と連携しつつ、活動の支援と拠点の整備に努めます。また、プライバシー保護に配慮しつつ女性の人材に関する情報の収集と提供を可能にするシステムの検討(「人材リスト」など)を推進します。

| | 事業 | 担当課 |
|---|---------------------------|----------|
| ① | 女性団体等活性化に向けての支援と活動拠点整備の検討 | 青少年男女平等課 |
| ② | 人材に関する情報収集の推進 | 青少年男女平等課 |

【市民の協力・役割】

- ・さまざまな機会を利用して地域の方々と交流を図り、仲間づくりに努めましょう。
- ・定年を迎える方は、新たな生きがいや居場所の発見などに心がけましょう。
- ・趣味やボランティアの活動、社会的な活動に、男女を問わず参加を促す努力をしましょう。
- ・男女共同参画推進のために自分たちに何ができるかを、所属する団体やグループで話しあい、できることを実行するよう努めましょう。

第4章 計画の推進



1 計画の推進・進行管理の基本的考え方

◇市民、事業者、団体など地域のすべての力と行政の「協働」による推進

男女共同参画社会づくりは、行政の施策だけでは実現しませんし、個々の市民の努力や行動だけでも実現しません。社会のさまざまな場で私たちが関わるすべての人、企業や団体などを含めた「地域の力」が、“男女共同参画推進”をキーワードに、互いに連携し支えあい、力を合わせる必要があります。

小平市には、市民活動をしている団体やボランティア活動をしている団体、町内会や自治会、PTAや青少年対策地区委員会など数多くの組織があり、そのノウハウを多数の市民が培っています。この「地域の力」と行政が協働すれば、小平における男女共同参画社会づくりには大きな進展が期待できます。

本計画の推進には、小平市民が誇る「地域の力」の活用を組み込み、そのネットワークづくりを支援し、“推進力”と呼べるまでに育つ環境を整備する大切な仕事を、市の役割として担っていきたいと考えます。市民のネットワークづくりや地域力の活用を促進する環境を整える観点からも、**男女平等・男女共同参画についての条例**の検討・制定を目指します。

◇市民主体による男女共同参画社会づくりと、行政のあらゆる場での男女共同参画社会づくりの推進

男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会の最優先課題であり、地方自治体はこれを推進するため国に準じた施策を実施する責務があることが、男女共同参画社会基本法に定められています。したがって、市は本計画の推進を行政の最重要課題の一つに据えて、行政のあらゆる場で施策を推進する責務があります。

本計画の実施に当たっては、市のあらゆる部署で男女共同参画社会実現を積極的に推進するよう努め、意識啓発のための職員研修を実施し、推進の意欲の喚起を図っていきます。また、「**男女共同参画センター“ひらく”**」の一層の充実を図ります。

男女共同参画社会を実際につくるのは、市民一人ひとりです。すべての市民が、このことを自覚した上で、行政（市）が展開する各種施策と連携を図りながら自発的、かつ主体的に推進する道をひらいて行くことが大切です。

2 具体的な体制

本計画を実効性のあるものとして推進するために、**計画の進捗状況を確認・評価し**、市の広報紙やホームページ等を通じて**公表・報告**していく必要があります。

そのためにも、庁内組織としての「男女共同参画推進委員会」と、公募市民・有識者・団体代表者等から成る「男女共同参画推進協議会」との連携を強化し、市民と行政のパートナーシップによる計画の推進・進行管理に努めます。

◇市における推進体制の強化

本計画の総合的推進を図るためのシステムとして、市の「男女共同参画推進委員会」の充実を図ります。関連部署相互の連携を図り、実施状況や進行管理の場として位置づけ、より充実させていきます。

◇目標設定・自己評価

本計画の各施策・事業について、各担当課は計画に基づき施策の実施に努め、進捗状況を取りまとめます。

◇市民参加の推進体制づくり

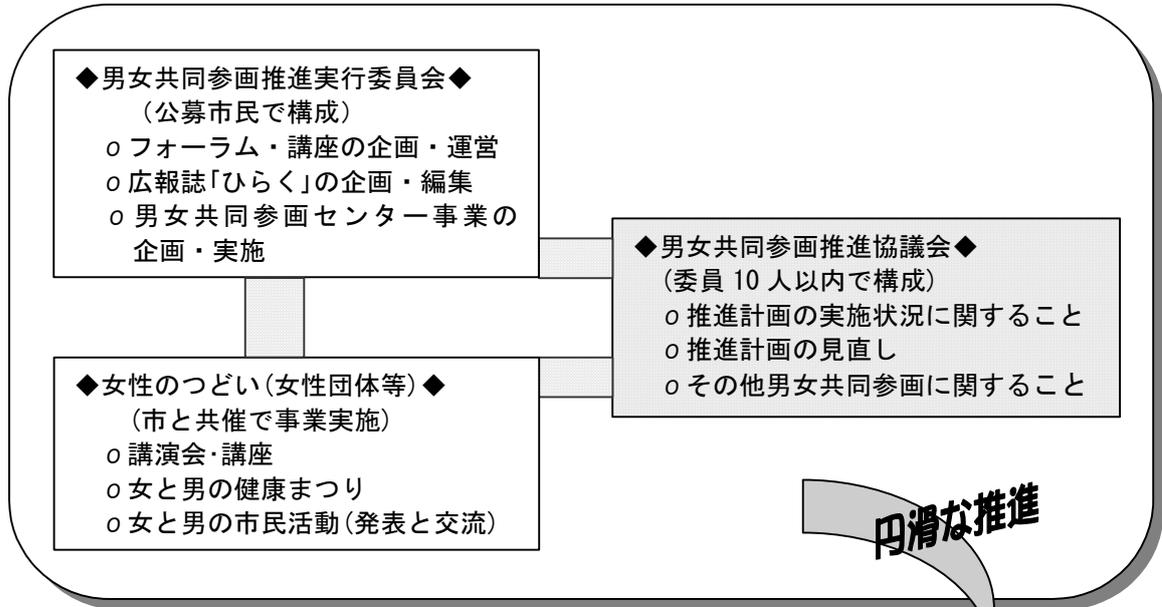
計画の実施状況を継続的にチェックし、社会の変化に対応した計画の実施をより実効的にしていくため、「男女共同参画推進協議会」や「男女共同参画推進実行委員会」の充実を図ります。

◇「男女共同参画推進協議会」による評価

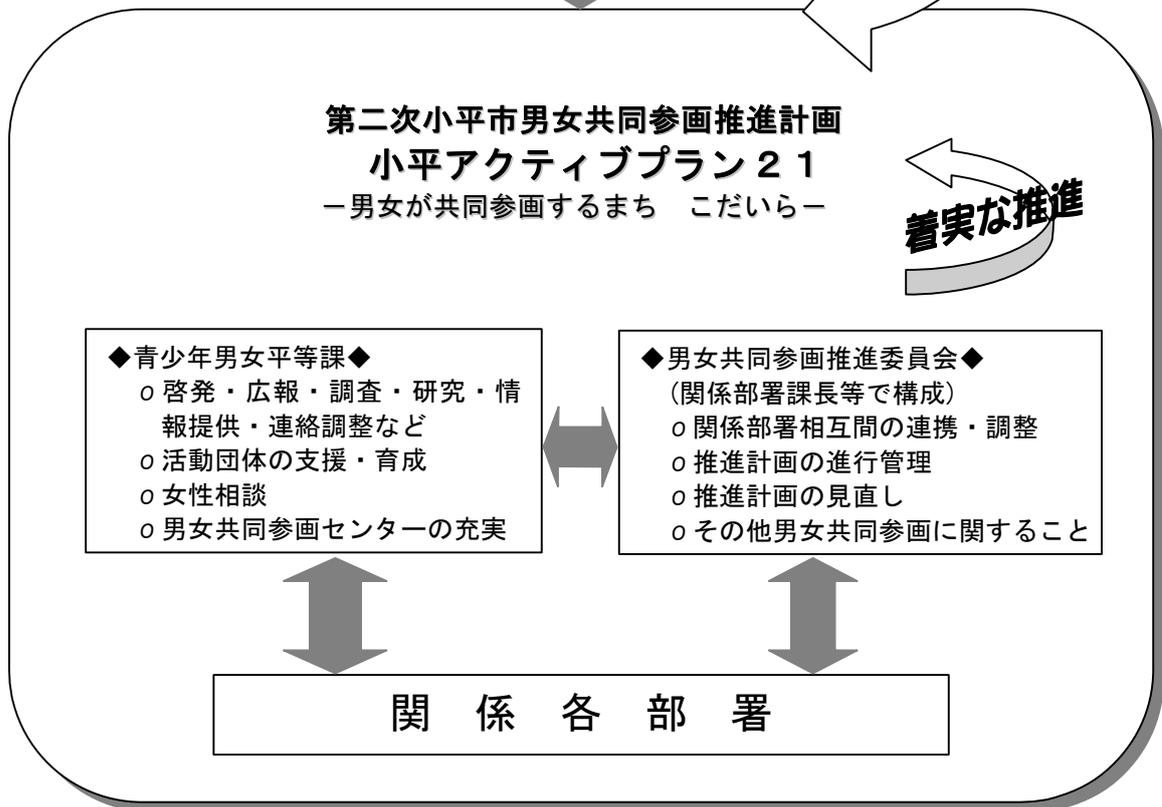
進捗状況のまとめについては、「男女共同参画推進協議会」に報告し、意見をいただきます。

計画推進体制

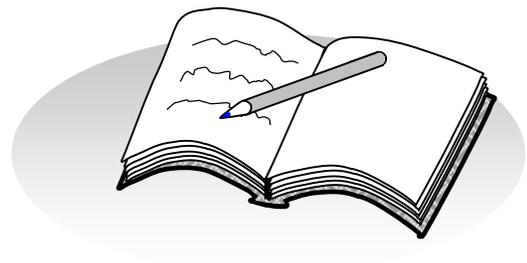
市民



市



第 5 章 付 属 資 料



用語の解説（50音順）

ア行

◆**育児・介護休業法** 正式名称を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といい、平成7(1995)年に育児休業法を改正しこの名称になりました。労働者から育児・介護休業の申請があった場合の事業主（使用者）の義務及び育児・介護休業の条件等について定める法律で、当初は努力義務とされましたが、平成11(1999)年4月からはすべての事業所に義務づけられています。

カ行

◆**家族経営協定** 家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

◆**国連婦人の10年** 昭和50(1975)年の第30回国連総会において昭和51(1976)～昭和60(1985)年を「国連婦人の10年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の10年」の中間にあたる昭和55(1980)年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる昭和60(1985)年には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」(第3回世界会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

◆**国連婦人の地位委員会** 経済社会理事会(Economic and Social Council)の機能委員会の一つで、昭和21(1946)年6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、総会(第3委員会)に対して勧告を行います。

◆**固定的性別役割分業意識** 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

サ行

- ◆**ストーカー** 特定の他者に対して執拗につきまとう行為を行なう人、典型的には、特定の異性に対して好意または怨恨を抱いてつきまとい等の行為を繰り返す人を指し、その行為はストーカー行為あるいはストーキングと呼ばれます。
- ◆**世界女性会議** 女性の地位向上を目的として、国際連合主催の下に開かれる会議で、国際学際女性会議とも呼ばれます。昭和 50 (1975) 年の国際婦人年以降、5～10 年ごとに開催され、第 1 回 (国際婦人年女性会議) は昭和 50 (1975) 年にメキシコシティで、第 2 回 (「国連婦人の 10 年」中間年世界会議) は昭和 55 (1980) 年にコペンハーゲンで、第 3 回 (「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議) は昭和 60 (1985) 年にナイロビで、第 4 回世界女性会議は平成 7 (1995) 年に北京で開催されました。
- ◆**セクシュアル・ハラスメント** 「性的いやがらせ」のことで、継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得ます。

ナ行

- ◆**ナイロビ将来戦略** 正式名称を「2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」といい、「国連婦人の 10 年」の最終年にあたる昭和 60 (1985) 年、ケニアのナイロビにおいて開催された世界会議で採択されました。「国連婦人の 10 年」の成果の検討、評価を行い、女性の地位向上を妨げている障がい指摘し、基本戦略や国内レベルでの具体的措置を示し、今後の各国の行動計画のガイドラインを描いています。

ハ行

- ◆**パートタイム労働法** 正式名称を「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といい、短時間労働者＝パートタイマーが能力を發揮できるようにし、また福祉の増進を図るために設けられました。平成 5 (1993) 年 12 月に施行され、平成 15 (2003) 年 8 月の一部改正で、パートタイム労働者と正社員との間の均衡を考慮した処遇の考え方が具体的に示されるとともに、事業主の方が講ずべき措置が追加されました。
- ◆**ポジティブアクション** 積極的差別是正措置のこと。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。
積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

マ行

◆マザーズハローワーク 平成 18（2006）年 4 月にオープンした、主に子育てをしながら働くことを希望する人を対象にした公共職業安定所で、従来の「両立支援ハローワーク」に代わり、新たに全国 12 か所に設置されました。おもちゃが置かれたキッズコーナーを設けるなど子供連れでも来所しやすい態勢を整備し、予約制の職業相談や地方公共団体との連携による子育て情報の提供など、再就職に向けたきめ細かな支援を行っています。

★ 平成 19（2007）年 2 月 13 日にリニューアルされ、「マザーズ&レディスのハローワーク」として、「マザーズ相談コーナー」に加え「レディス相談コーナー」が設置され、すべての女性のためにさらなる充実を図ることになりました。

小平市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成11年 8月 1日 制定
登録番号 4 - 34

改正 平成13年 10月 1日 平成14年 4月 1日 平成17年 4月 1日
平成17年 9月 1日 平成17年 10月 1日

(設置)

第1 小平市男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）の円滑な推進を図るため、小平市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の実施状況に関すること。
- (2) 推進計画の見直しに関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

(構成)

第3 協議会は、市長が依頼する委員10人以内をもって構成する。

2 委員のうち5人以内は、市民のうちから一般公募により選任する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6 協議会は、会長が招集する。

(会議の公開)

第7 協議会の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができ

る。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、次世代育成部において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

小平市男女共同参画推進協議会委員名簿

(第Ⅳ期)

(任期：平成19(2007)年9月30日まで)

| 役職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|---------|-----------|
| 会長 | 堀田 碧 | 大学講師 |
| 副会長 | 中空 善彦 | 元新聞記者 |
| 委員 | 浅見 玲子 | 小平市女性のつどい |
| 委員 | 一 薫 キクヨ | 公募市民 |
| 委員 | 稲田 百合 | 元小学校長 |
| 委員 | 北川 紘二 | フリーライター |
| 委員 | 深原 明 | 公募市民 |
| 委員 | 松田 ノリ子 | 公募市民 |
| 委員 | 陸 洋子 | 公募市民 |
| 委員 | 渡邊 修 | 公募市民 |

(五十音順)

小平市男女共同参画推進協議会審議経過

| 回 | 開催日 | 内 容 |
|---------------|------------------|--|
| 平成 17(2005)年 | | |
| 第IV期 第 1 回 | 10月17日(月) | ・依頼状交付 ・委員自己紹介 ・会長、副会長選出 ・概要説明 ・新アクティブプラン21策定について(基本方針説明等) |
| 第 2 回 | 12月12日(月) | ・男女平等に関する市民意識・実態調査報告書について ・新アクティブプラン21策定の進め方について |
| 平成 18(2006)年 | | |
| 第 3 回 | 1月16日(月) | ・プラン策定に向けて現行プランの分析 |
| 第 4 回 | 2月 6日(月) | ・男女共同参画基本計画(国)について ・新アクティブプラン21の検討 |
| 第 5 回 | 4月10日(月) | ・部会報告(男女平等意識の浸透について・働く場における男女共同参画のために、他) ・新アクティブプラン21の検討 |
| 第 6 回 | 5月15日(月) | ・部会報告(健康で安全な生活を営むために・男女共同参画を促すために、他) ・新アクティブプラン21に対する提言について |
| 第 7 回 | 6月12日(月) | ・新アクティブプラン21策定に向けての提言検討 |
| 第 8 回 | 6月27日(火) | ・新アクティブプラン21策定に向けての提言検討 |
| 第 9 回 | 7月 3日(月) | ・新アクティブプラン21策定に向けての提言まとめ |
| 第10回 | 9月21日(木) | ・新アクティブプラン21素案の検討 |
| | 9月29日(金) | 庁内推進委員会開催 (新アクティブプラン21について各課調整) |
| 第11回 | 11月13日(月) | ・新アクティブプラン21素案作成 |
| | 12月5日～ 12月19日 | 新アクティブプラン21素案意見募集 (市報・市ホームページにて) |
| 平成 19(2007)年 | | |
| 第12回 | 1月26日(金) | ・新アクティブプラン21の策定について(最終調整) |
| | 1月31日(水) | 計画案庁議付議 |
| | 3月末 | 新アクティブプラン21発行 |

委員会等における男女の参画状況

平成18(2006)年4月1日現在

I 行政委員会(地方自治法第180条の5)

| | 名 称 | 総委員数 | 女性委員 | 割合(%) | 一方の性が30%~50% | 女性ゼロ(※) |
|---|-------------|------|------|-------|--------------|---------|
| 1 | 教育委員会 | 5 | 2 | 40.0 | ○ | |
| 2 | 選挙管理委員会 | 4 | 0 | 0.0 | | ※ |
| 3 | 監査委員 | 2 | 0 | 0.0 | | ※ |
| 4 | 固定資産評価審査委員会 | 3 | 1 | 33.3 | ○ | |
| 5 | 農業委員会 | 16 | 1 | 6.3 | | |
| | 合 計 | 30 | 4 | 13.3 | | |

II 附属機関(地方自治法で規定されているもの、その他法律・条例により設置されているもの)

| | 名 称 | 総委員数 | 女性委員 | 割合(%) | | |
|----|----------------|------|------|-------|---|--|
| 6 | 市町村防災会議 | 29 | 2 | 6.9 | | |
| 7 | 民生委員推薦会 | 14 | 4 | 28.6 | | |
| 8 | 国民健康保険運営協議会 | 17 | 4 | 23.5 | | |
| 9 | 青少年問題協議会 | 16 | 5 | 31.3 | ○ | |
| 10 | 公民館運営審議会 | 17 | 9 | 52.9 | ○ | |
| 11 | 都市計画審議会 | 15 | 2 | 13.3 | | |
| 12 | 文化財保護審議会 | 8 | 2 | 25.0 | | |
| 13 | 情報公開・個人情報保護審議会 | 7 | 3 | 42.9 | ○ | |
| 14 | 社会教育委員 | 15 | 8 | 53.3 | ○ | |
| 15 | 予防接種事故調査委員会 | 5 | 1 | 20.0 | | |
| 16 | 青少年委員 | 25 | 9 | 36.0 | ○ | |
| 17 | 図書館協議会 | 15 | 8 | 53.3 | ○ | |
| 18 | 学校給食共同調理場運営委員会 | 13 | 8 | 61.5 | ○ | |
| 19 | 公務災害補償等審査会 | 3 | 1 | 33.3 | ○ | |
| 20 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 5 | 1 | 20.0 | | |
| 21 | 介護認定審査会 | 45 | 17 | 37.8 | ○ | |
| 22 | 環境審議会 | 12 | 4 | 33.3 | ○ | |
| 23 | 廃棄物減量等推進審議会 | 20 | 5 | 25.0 | | |
| 24 | 住居表示整備審議会 | 11 | 3 | 27.3 | | |
| | 合 計 | 292 | 96 | 32.9 | | |

III その他(その他協議会等)

| | 名 称 | 総委員数 | 女性委員 | 割合(%) | | |
|----|-------------------|------|------|-------|---|---|
| 25 | 交通安全対策協議会 | 40 | 7 | 17.5 | | |
| 26 | 明るい選挙推進協議会 | 16 | 8 | 50.0 | ○ | |
| 27 | 保健事業連絡協議会 | 20 | 8 | 40.0 | ○ | |
| 28 | 献血推進協議会 | 46 | 16 | 34.8 | ○ | |
| 29 | 緑化推進委員会 | 13 | 4 | 30.8 | ○ | |
| 30 | 技能功労者選考委員会 | 5 | 0 | 0.0 | | ※ |
| 31 | 高齢者保健福祉推進会議 | 16 | 8 | 50.0 | ○ | |
| 32 | 子育て支援協議会 | 16 | 12 | 75.0 | | |
| 33 | 青少年センター運営協議会 | 10 | 8 | 80.0 | | |
| 34 | 就学指導委員会 | 55 | 29 | 52.7 | ○ | |
| 35 | 行財政改革推進委員会 | 6 | 2 | 33.3 | ○ | |
| 36 | 男女共同参画推進協議会 | 10 | 6 | 60.0 | ○ | |
| 37 | 児童館運営委員会 | 11 | 5 | 45.5 | ○ | |
| 38 | 財産評価審査委員会 | 10 | 0 | 0.0 | | ※ |
| 39 | 地域健康づくり推進員会議 | 18 | 16 | 88.9 | | |
| 40 | 農のあるまちづくり推進会議 | 13 | 3 | 23.1 | | |
| 41 | 土地利用審議会 | 5 | 2 | 40.0 | ○ | |
| 42 | 都市農業基本構想懇談会 | 13 | 1 | 7.7 | | |
| 43 | 都市計画マスタープラン検討委員会 | 10 | 3 | 30.0 | ○ | |
| 44 | 小平市の文化振興を考える市民委員会 | 10 | 5 | 50.0 | ○ | |
| | 合 計 | 343 | 143 | 41.7 | | |

| | | | | | |
|-----|-----|-----|------|--|--|
| 総 計 | 665 | 243 | 36.5 | | |
|-----|-----|-----|------|--|--|

日本国憲法（抄）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。〔2、3 項 略〕

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を

実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。

- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するた

めのすべての適切な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適切な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整するこ

とにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させ

ることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適切なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適切な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適切な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長

に寄託する。

- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- ② 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - ② 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

② 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- ② 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- ③ 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- ④ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

① 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

② 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

① 略

② 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

ストーカー行為等の規制等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- ① つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
 - ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - ③ 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - ④ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - ⑤ 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
 - ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第3条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩

若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第4条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第6条第1項の規定による命令をすることができない。
- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、第1項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第5条 公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第3条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- ① 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
 - ② 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(仮の命令)

- 第6条 警察本部長等は、第4条第1項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第3条の規定に違反する行為（第2条第1項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第13条第1項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。
- 2 一の警察本部長等が前項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第3条の規定に違反する行為について警告又は仮の命令をすることができない。
 - 3 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。
 - 4 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。
 - 5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。
 - 6 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合について準用する。この場合において、同法第15条第1項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 7 公安委員会は、仮の命令に係る第3条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないことを認めるときは、行政手続法第13条第1項の規定及び前条第2項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができる。
 - 8 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。
 - 9 公安委員会は、第7項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。
 - 10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第6項において準用する行政手続法第15条第3項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第3項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期

日までとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(警察本部長等の援助等)

第7条 警察本部長等は、ストーカー行為又は第3条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
- 3 警察本部長等は、第1項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、第1項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援)

第8条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。

- 2 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。
- 3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

(報告徴収等)

第9条 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第4条第1項の申出に係る第3条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第10条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第5条第2項の聴聞及び意見の聴取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第4条第1項の申出をした者の住所地を管轄する公安委員会とする。

- 2 この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告又は仮の命令に係る第4条第1項の申出をした者の住所地を管轄する警察本部長等とする。

- 3 公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、当該警告又は仮の命令に係る第4条第1項の申出をした者がその住所を当該公安委員会の管轄区域内から他の公安委員会の管轄区域内に移転したときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する第5条第2項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、この限りでない。

- 4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をするすることができるものとし、同項の他の公安委員会は、第1項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をするすることができないものとする。

- 5 公安委員会は、前項に規定する場合において、第3項ただし書の聴聞に係る禁止命令等をしないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第11条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(方面本部長への権限の委任)

第12条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

(罰則)

第13条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第14条 禁止命令等(第5条第1項第1号に係るものに限る。以下同じ。)に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等を行うことにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第15条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

第16条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(条例との関係)

2 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

3 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

4 ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

〈前文〉

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第7条において同じ。）の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- ② 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- ③ 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号及び第5条において同じ。）の一時保護を行うこと。
- ④ 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。
- ⑤ 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を

配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第2項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項について

は、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- ① 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。
- ② 命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

（管轄裁判所）

第11条 前条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- ① 申立人の住所又は居所の所在地
- ② 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- ① 配偶者からの暴力を受けた状況
- ② 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- ③ 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41一年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知するものとする。
- 4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5 前条第3項の規定は、第3項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、第10条第1号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 第15条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(保護命令の再度の申立て)

第18条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第12条第1項第2号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項及び第18条第2項の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- ① 第 3 条第 2 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- ② 第 3 条第 2 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- ③ 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- ④ 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- ① 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- ② 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第 29 条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第12条第1項第3号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第4条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による申立て」を加え、同表の17の項ホ中「第27条第8項の規定による申立て」の下に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第16条第3項若しくは第17条第1項の規定による申立て」を加える。

第二次小平市男女共同参画推進計画
小平アクティブプラン21

平成19（2007）年3月発行

小平市次世代育成部青少年男女平等課
〒187-8701

小平市小川町2丁目1333番地

電話 042-346-9618

e-mail:byodo@city.kodaira.lg.jp

価格 600円